

令和5年5月

# 税理士法人に関するQ & A

日本税理士会連合会 制度部

# 目 次

|                                                  | 頁  |
|--------------------------------------------------|----|
| <u>はじめに</u>                                      | 1  |
| <b>I 税理士法人の業務・運営について</b>                         |    |
| <u>Q 1. 税理士法人の業務開始時期</u>                         | 2  |
| <u>Q 2. 個人から税理士法人への契約引継期間の業務</u>                 | 3  |
| <u>Q 3. 税理士法人の事業年度について</u>                       | 4  |
| <u>Q 4. 社員の印鑑等について</u>                           | 5  |
| <u>Q 5. 税理士法人の事務所について①</u>                       | 6  |
| <u>Q 6. 税理士法人の事務所について②</u>                       | 8  |
| <u>Q 7. 税務書類等への署名</u>                            | 10 |
| <u>Q 8. 社員が他人に委任できる「特定の行為」</u>                   | 11 |
| <u>Q 9. 税理士法人における会計業務のあり方</u>                    | 12 |
| <u>Q10. 税理士業務に付随する会計業務と付随しない会計業務の区別</u>          | 13 |
| <u>Q11. 税理士法人と行政書士業務との関係</u>                     | 14 |
| <u>Q12. 税理士法人の遺言執行者への就任可否</u>                    | 15 |
| <u>Q13. 成年後見人等の事務担当者について</u>                     | 16 |
| <u>Q14. 税理士法人が行い得る行為の範囲について</u>                  | 17 |
| <u>Q15. 社員税理士が行った執筆・講演等について</u>                  | 19 |
| <u>Q16. 規則 21 条 3 号業務の一部のみを税理士法人で行うことについて</u>    | 20 |
| <u>Q17. 規則 21 条 3 号業務を税理士法人の一般職員が行うことの可否について</u> | 22 |
| <u>Q18. 印紙税の取扱について</u>                           | 23 |
| <u>Q19. 代表権を返上した社員への退職金の支払いについて</u>              | 24 |
| <u>Q20. 税理士法人の分割について</u>                         | 25 |
| <u>Q21. 社員税理士の税理士法人からの脱退について</u>                 | 26 |

## Ⅱ 税理士法人の社員について

|                                                 |    |
|-------------------------------------------------|----|
| <a href="#">Q22. 代表社員の任期の定めについて</a>             | 27 |
| <a href="#">Q23. 税理士法人の社員と法人税法上の使用人兼務役員について</a> | 28 |
| <a href="#">Q24. 社員の会計参与就任について</a>              | 29 |

## Ⅲ 税理士法人への出資について

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| <a href="#">Q25. 社員の出資義務の有無について</a>        | 30 |
| <a href="#">Q26. 信用出資・労務出資の会計上の取扱いについて</a> | 31 |
| <a href="#">Q27. 社員の出資価額の減少について</a>        | 32 |
| <a href="#">Q28. 退社した社員への持分の払戻しについて</a>    | 33 |
| <a href="#">Q29. 社員の脱退に伴う出資の払戻額について</a>    | 34 |
| <a href="#">Q30. 社員の持分の譲渡について</a>          | 35 |

## Ⅳ 社員の競業禁止等について

|                                                  |    |
|--------------------------------------------------|----|
| <a href="#">Q31. 社員が会計法人の株主となることについて</a>         | 36 |
| <a href="#">Q32. 社員の兼職の可否について①（弁護士法人の社員）</a>     | 37 |
| <a href="#">Q33. 社員の兼職の可否について②（一般法人の役員）</a>      | 38 |
| <a href="#">Q34. 社員の兼職の可否について③（税理士事務所等の一般職員）</a> | 39 |
| <a href="#">Q35. 社員の兼職の可否について④（他法人の監査役）</a>      | 40 |
| <a href="#">Q36. 社員の登録政治資金監査人への就任と競業について</a>     | 41 |

## Ⅴ 税理士法人の解散・清算について

|                                             |    |
|---------------------------------------------|----|
| <a href="#">Q37. 「定款に定める理由の発生」による解散について</a> | 42 |
| <a href="#">Q38. 社員が1人となった場合の解散について</a>     | 43 |
| <a href="#">Q39. 定款における清算方法の定めについて</a>      | 44 |
| <a href="#">Q40. 清算人の地位の承継について</a>          | 45 |

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| <u>Q41. 清算中の税理士法人の業務について</u>        | 46 |
| <u>Q42. 清算人が存在しない場合の清算終了の届出について</u> | 47 |
| <b>VI その他（税理士法人特有でない問題等）</b>        |    |
| <u>Q43. 会計法人による税理士業務の受託の可否</u>      | 48 |

## はじめに

平成 13 年の税理士法改正により税理士法人制度が導入されてから、約 20 年が経過しました。同制度は、税理士が個人として行っていた税理士業務を、新たに法人形態により複数の税理士が組織的に行うことを可能とし、業務提供の安定化や継続性の確保、責任能力の充実などを実現し、納税者の利便に資するものとして浸透してきました。その結果、令和 5 年 3 月末日現在、主たる事務所と従たる事務所を合わせて、約 7 千の税理士法人が存在しています。

日本税理士会連合会では、上記の改正税理士法施行に伴い、平成 14 年に、税理士法人の設立等の手続及びその運営について参考とすべき事項をとりまとめた「税理士法人の手引」を作成・公表し、その後、会社法の施行など関係法令の改正等に合わせて数度の改訂を行いました。

しかし、税理士法人は、会社法上の持分会社（特に合名会社）を原型としつつも、士業法人として独特の性格を有する部分が多く、当該手引で網羅しきれない様々な事項について、現在もなお、会員から多くの質問が寄せられています。

そこで、「税理士法人の手引」を補完する資料として、それらの質問に対する日本税理士会連合会制度部の見解を Q & A 形式でとりまとめました。本 Q & A が、税理士法人を既に運営し、またはこれから設立しようとする会員の方々の参考となり、より一層の制度発展の一助となれば幸いです。

## I 税理士法人の業務・運営について

### Q 1. 税理士法人の業務開始時期

税理士法人の設立登記を行いました、日税連への設立届出が完了しなければ、業務を開始できないのですか。

### A 1

#### 【結論】

設立登記後、直ちに業務を開始できます。

#### 【理由】

税理士法人は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立し（法 48 条の 9）、権利義務の主体となり得ます。よって、登記がなされた段階で業務を行うことが可能です。

ただし、税務代理を行う際に必要となる税務代理権限証書（同 30 条）の作成に当たっては、日税連が付番する税理士法人番号を記入する必要がありますので、付番通知前に税務代理をする場合には、税理士法人番号欄を空欄で提出し、付番後に差し替え等を行うことになります。

#### 【参照】

税理士法 30 条（税務代理の権限の明示）

税理士法 48 条の 9（成立の時期）

## Q 2. 個人から税理士法人への契約引継期間の業務

法人設立から業務開始までの間に、個人から法人への契約引継ぎ等の準備期間が必要ですが、その間、個人として業務を継続することは可能ですか。特に顧問先が大企業の場合、社内決済等に時間がかかる場合がありますが、契約引継ぎが完了するまでの間、業務がストップするのは避けたいです。

## A 2

### 【結論】

法人の設立後、個人として業務を継続することはできません。

### 【理由】

税理士法人は登記と共に成立し、同時に、社員として登記された税理士は当該法人の社員となります（法 48 条の 9）。社員には競業禁止義務があり、個人的に税理士業務を行うことは当該義務に抵触します（同 48 条の 14）。また、社員は、自ら税理士業務を行うための事務所を設けることもできません（同 40 条 4 項）。

したがって、法人設立後は、法人の事業としてのみ業務を行えることとなります。

なお、顧客との顧問契約については、税理士法人への切り替え時期（設立登記日）に合わせて、結び直す必要があります。

### 【参照】

税理士法 40 条（事務所の設置）

税理士法 48 条の 9（成立の時期）

税理士法 48 条の 14（社員の競業の禁止）

### Q 3. 税理士法人の事業年度について

税理士法人の事業年度を半年ごと（年2期）とすることは可能ですか。

### A 3

#### 【結論】

関係法令及び日税連会則・規則等にこれを制限する規定がないため、可能です。

#### 【理由】

結論に同じ。

#### 【参照】

法人税法 13 条（事業年度の意義）

## Q 4. 社員の印鑑等について

社員 2 人の税理士法人の設立を予定しています。代表社員を選任しないため、2 人とも代表権を有することになりますが、①代表者印は 2 人とも別々に作成し、登記所に届ける必要がありますか。また、②社員個人の印鑑証明書は何通程度必要でしょうか。

## A 4

### 【結論】

- ① 代表社員を選任せず、全社員が代表権を有する場合（会社法 599 条 1 項）は、各々が代表者印を作成し登記所に届け出ることができます。1 つの代表者印で済ませることも可能です。
- ② 社員となる税理士個人の印鑑証明書については、定款認証、登記所への提出等に際し、相当枚数が必要となります。

### 【理由】

- ① 税理士法人に準用される商業登記法 17 条及び 20 条では、登記申請の際には、申請者又はその代表者若しくは代理人は、あらかじめ登記所に印鑑を提出したうえ押印しなければならないとされています。この「代表者」は、代表権を有する者のいずれか 1 人で足りると解されていますので、必ずしも複数の代表者印を作成しなければならないわけではありません。
- ② 定款認証の際は全社員について 1 通ずつ（公証人法 28 条、同 60 条及び同 62 条の 3）、登記申請の際は①により、印鑑を届け出る社員について 1 通必要になります。

### 【参照】

税理士法 48 条の 8（設立の手續）

税理士法 48 条の 21（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）

会社法 30 条（定款の認証）

会社法 599 条（持分会社の代表）

組合等登記令 25 条（商業登記法の準用）

商業登記法 17 条（登記申請の方式）

商業登記法 20 条（印鑑の提出）

公証人法 28 条

公証人法 60 条

公証人法 62 条の 3

## Q 5. 税理士法人の事務所について①

税理士法人の事務所を設置するにあたり、注意事項は何ですか。

### A 5

#### 【結論】

税理士事務所とは、税理士業務の本拠と定義されています（通達 40-1）。

また、税理士法人の事務所には、従たる事務所を含め、社員を 1 人以上常駐させなければならず（法 48 条の 12）、その所在地については、定款に記載し、主たる事務所の所在地において登記する必要があります（法 48 条の 7、法 48 条の 8）。

#### 【理由】

税理士法人の事務所（従たる事務所を含む）とは、税理士業務の本拠をいい、税理士業務の本拠であるかどうかは、委嘱者等に示す連絡先など外部に対する表示に係る客観的事実によって判定するとされています（通達 40-1）。また、事務所には、従たる事務所を含め、各事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員である社員を 1 人以上常駐させなければならないこととされています（法 48 条の 12、通達 48 の 12-1）。このほか、事務所の所在地を定款に記載し、登記する必要があります（法 48 条の 7、法 48 条の 8）。

令和 4 年の税理士法改正に伴う通達改正により、柔軟な働き方に対応するため、事務所の定義が見直され、税理士法人は、事務所（従たる事務所を含む）以外に、税理士や税理士法人の使用人等が税理士の業務等を行う作業場を設けることが可能になりました。ただし、当該場所においても事務所と同様に守秘義務（法 38 条、法 54 条）や使用人等に対する監督義務（法 41 条の 2）等が履行されるよう社員が適正に管理する必要があります。

なお、当該場所において税理士法人の事務所として対外表示することは、「税理士法人の事務所」とであると判定されます。そのため、当該場所を定款に記載した上で、税理士法人の支店として登記し、税理士会への設立届出を行い、その事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員である社員を常駐させなければなりません。

また、事務所以外の場所において郵便物の受け取りやテナントビルの入居規約等のため、単なる事務的な対外表示をしなければならない場合は、税理士法人の事務所であるとの誤認を与えないよう、例えば「税理士法人〇〇△△」という名称の場合、「〇〇△△」や「〇〇△△事務所」などの表記が考えられます。

#### 【参照】

税理士法 38 条（秘密を守る義務）

税理士法 40 条（事務所の設置）

税理士法 41 条の 2（使用人等に対する監督義務）

税理士法 48 条の 7（登記）

税理士法 48 条の 8（設立の手続）

税理士法 48 条の 12（社員の常駐）

税理士法 54 条（税理士の使用人等の秘密を守る義務）

税理士法基本通達 40- 1

税理士法基本通達 48 の 12- 1

## Q 6. 税理士法人の事務所について②

税理士法人の事務所とは別の場所にマンションの一室を借り、使用人等が業務を行う場所や書類の一時保管場所として利用したいと考えています。この場所は支店として登記しなくてもよいでしょうか。

### A 6

#### 【結論】

税理士法基本通達 40-1 の「外部に対する表示」による客観的事実がなく、税理士法 40 条 1 項に規定する「税理士事務所」と判定される状態ではない場合、支店として登記する必要はありません。

#### 【理由】

税理士法 40 条 1 項に規定する「税理士業務を行うための事務所」とは、税理士業務の本拠をいい、税理士業務の本拠であるかどうかは、委嘱者等に示す連絡先など外部に対する表示に係る客観的事実によって判定するものとされています。なお、外部に対する表示には、看板等物理的な表示やウェブサイトへの表示のほか、契約書等に連絡先を記載することなどが含まれます（通達 40-1）。そのマンションの一室に「外部に対する表示」がなく、「税理士事務所」と判定される状態ではない場合は、支店として登記する必要はありません。

しかし、そのマンションの一室に看板を設けるなど、「税理士法人の事務所」とであると判定される場合は、定款に記載（法 48 条の 8 第 3 項 3 号、通達 48 の 8-2）した上で、当該場所を税理士法人の支店として登記し、税理士会への設立届出（日本税理士会連合会・税理士法人届出事務取扱規程 2 条 2 項。なお、税理士法 48 条の 13 第 2 項により、定款変更の届出）を行う必要があり、その事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員である社員を常駐させなければなりません（法 48 条の 12、通達 48 の 12-1）。

また、本件の「事務所以外の場所」が事務所に該当しない場合であっても、当該場所において、守秘義務（法 38 条、法 54 条）や使用人等監督義務（法 41 条の 2）など税理士法に規定する義務は履行されなければなりません。

#### 【参照】

税理士法 38 条（秘密を守る義務）

税理士法 40 条（事務所の設置）

税理士法 41 条の 2（使用人等に対する監督義務）

税理士法 48 条の 12（社員の常駐）

税理士法 48 条の 13（定款の変更）

税理士法 54 条（税理士の使用人等の秘密を守る義務）

税理士法基本通達 40- 1

税理士法基本通達 48 の 12- 1

## Q 7. 税務書類等への署名

各種申告書にある関与税理士欄には、①税理士法人の名称、②申告書を作成した社員の氏名、③その両方、のうちどれを記載すればよいですか。

## A 7

### 【結論】

申告書を作成した税理士の氏名及び税理士法人の名称の両方を記載する必要があります。

なお、法人名は記名でも構いませんが、作成税理士名は「自署」が義務付けられています。

### 【理由】

税理士法 33 条及び同法施行規則 16 条 1 項 1 号によれば、社員が税務書類を作成したときは、自ら署名したうえ、税理士法人の名称を付記しなければなりません。

### 【参照】

税理士法 33 条（署名の義務）

税理士法施行規則 16 条（税務書類等への付記）

## Q 8. 社員が他人に委任できる「特定の行為」

税理士法 48 条の 11 第 2 項の「特定の行為」とはどのような行為を指すのですか。

### A 8

#### 【結論】

社員の有する業務執行権に係る特定の行為をいうものであり、包括的な委任ではない限定された行為であると解されます。

#### 【理由】

当初、旧民法 55 条が税理士法人について準用されていましたが、民法改正により同条が削除されたため、平成 18 年に税理士法 48 条の 11 第 2 項が追加されました。旧民法の解釈では、「特定の行為」とは包括的な委任は認められないという意味だとされており、同じ内容を規定している同項の解釈も同じ趣旨と考えられます。

税理士法人の社員の業務執行とは、税理士法人の営業に関する事務を執行することであり、法人としての契約締結等の法律行為や帳簿の記入、使用人の管理・監督等の事実行為も含みます。これらの行為の一つ一つが特定の行為にあたります。

なお、他人に委任する特定の行為が税理士業務に該当する場合、特定の事案について復代理を行うことになり、税理士法 31 条の特別の委任が必要になります。

#### 【参照】

税理士法 31 条（特別の委任を要する事項）

税理士法 48 条の 11（業務を執行する権限）

※旧民法 55 条（理事の代理行為の委任）

理事は、定款、寄附行為又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

## Q 9. 税理士法人における会計業務のあり方

税理士業務に付随しない会計業務（規則 21 条 1 号）を税理士法人で、税理士業務に付随する会計業務（法 2 条 2 項）を会計法人で行うということは可能ですか。

## A 9

### 【結論】

税理士業務は、税理士又は税理士法人しか行うことができませんので、税理士法 2 条 2 項の業務も、税理士又は税理士法人しか行えません。

### 【理由】

税理士法 2 条 2 項は、「税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して」行う会計業務について定めています。したがって、税理士又は税理士法人でない者は、当然に同項の業務を行うことができません。

また、設問の事例とは逆に、税理士業務に付随する会計業務（法 2 条 2 項）を税理士法人で、税理士業務に付随しない会計業務（規則 21 条 1 号）を会計法人で行うことは可能ですが、税理士法人の社員が当該会計法人の役員等を務めている場合は、それぞれの法人において「財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務」を行うこととなるため、社員の競業の禁止（法 48 条の 14）に抵触するものと考えられます。

なお、会計業務は税理士法人で行うことができる業務ですので、顧客との法律関係を明確にする観点からは、税理士法人に一本化することが適当だと思われます。

### 【参照】

税理士法 2 条（税理士の業務）

税理士法 48 条の 5（業務の範囲）

税理士法 48 条の 14（社員の競業の禁止）

税理士法施行規則 21 条（業務の範囲）

## Q10. 税理士業務に付随する会計業務と付随しない会計業務の区別

- ① 税理士業務に付随する会計業務（法2条2項）とそれ以外の会計業務（法48条の5、規則21条1号）との違いは何ですか。
- ② 定款への記載に当たっては、これらの業務を個別に記載しなければならないのでしょうか。例えば、両者を包含するものとして、単に「財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行、その他財務に関する事務を行うこと。」などと記載することは可能でしょうか。

### A10

#### 【結論】

- ① 両者はいずれも「財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務」ですが、税理士法2条2項業務は、税理士が、税理士の名称を用いて、税理士業務に付随して行うもので、同法施行規則21条1号業務はそうではないという点が異なります。
- ② 税理士法人の業務範囲は、税理士法に明記されていますので、「税理士法人の手引」の定款記載例のとおり、税理士法の文言を用いて個別に記載する必要があります。

#### 【理由】

- ① 両者の区別については【結論】①のとおりです。ただし、社会保険労務士法2条1項1号から2号までに規定する事務については、会計業務に該当するものの、同法27条及び同法施行令2条2号により、税理士業務に付随して行う場合のみ業務独占の例外が認められていますので、必然的に税理士法2条2項業務として行うこととなります。
- ② 仮に自由な記載が認められるとすれば、同じ範囲の業務を行う場合であっても、法人によって定款上の表現が様々になり、誤解を生じる恐れがあります。したがって、日税連では業務範囲の明確化の観点から、定款の目的を記載するに当たっては、税理士法上の文言を用いて記載するよう指導しています。

#### 【参照】

税理士法2条（税理士の業務）

税理士法48条の5（業務の範囲）

税理士法施行規則21条（業務の範囲）

## Q11. 税理士法人と行政書士業務との関係

税理士法人が行政書士業務を行うことは可能ですか。

A11

### 【結論】

税理士法人が行政書士業務を行うことはできません。

### 【理由】

税理士は行政書士の有資格者とされており、行政書士登録をして行政書士業務を行うことができます（行政書士法 2 条 5 号）。

しかし、税理士法人は、行政書士業務を行う資格を持たず、また、税理士法 48 条の 5、48 条の 6 及び同法施行規則 21 条に規定する税理士法人の業務の範囲に行政書士業務が含まれないことから、これを行うことはできません。別途、行政書士事務所又は行政書士法人の設立が必要となります。

### 【参照】

税理士法 2 条（税理士の業務）

税理士法 48 条の 5（業務の範囲）

税理士法 48 条の 6

税理士法施行規則 21 条（業務の範囲）

行政書士法 2 条（資格）

## Q12. 税理士法人の遺言執行者への就任可否

税理士法人が、遺言執行者に就任することは可能ですか。

### A12

#### 【結論】

民法では、原則として個人・法人いずれも遺言執行者に就任することが可能ですが、税理士法では税理士法人の業務範囲を定めており、当該業務範囲にこれらの業務のすべてが含まれていないことから、税理士法人は遺言執行者に就任することはできません。

ただし、遺言執行者から、財務に関する事務について個別に受託することは可能です。

#### 【理由】

民法 1006 条では、遺言執行者の資格は特に定められておらず、欠格事由（民法 1009 条）に該当しない者であれば、原則的に法人を含め誰でも就任することが可能です。

しかし、遺言執行者の職務は認知や推定相続人の廃除等多岐に渡り、明らかに税理士法人の業務でないものも含まれています。よって、税理士法人は、遺言執行者に就任することはできません。

ただし、財産目録の作成等、「財務に関する事務」に含まれる業務を遺言執行者から個別に受託することは可能です。

#### 【参照】

税理士法 2 条（税理士の業務）

税理士法 48 条の 5（業務の範囲）

税理士法 48 条の 6

税理士法施行規則 21 条（業務の範囲）

民法 1006 条（遺言執行者の指定）

民法 1009 条（遺言執行者の欠格事由）

民法 1011 条（相続財産の目録の作成）

民法 1012 条（遺言執行者の権利義務）

民法 1014 条（特定財産に関する遺言の執行）

## Q13. 成年後見人等の事務担当者について

税理士法人として成年後見人等の業務を受任した場合、一般職員を成年後見人等の事務担当者とすることはできますか。

### A13

#### 【結論】

税理士法人に所属する社員税理士又は所属税理士のうち、成年後見人等養成研修を履修した者を事務担当者とする必要があります。

#### 【理由】

法定後見の場合、成年後見人等の事務の遂行において、事務担当者が中心となり、本人、その親族及び家庭裁判所等との連絡調整や、所属税理士会への報告・連絡についても責任をもって行う必要があることから、成年後見人等養成研修を履修した社員税理士又は所属税理士を事務担当者とする必要があります。

また、任意後見の場合も、本人（委任者）との信頼関係の構築・維持の観点から、事務担当者が固定されていることが望ましく、法定後見と同様に研修を履修した社員税理士又は所属税理士を事務担当者として指定する必要があります。

なお、税理士法人の他の業務と同様に、社員税理士は成年後見人等の事務に携わる所属税理士や職員について適切に監督しなければなりません。

#### 【参照】

税理士法 2 条（税理士の業務）

税理士法 48 条の 5（業務の範囲）

税理士法施行規則 21 条（業務の範囲）

日税連成年後見支援センター「税理士法人による成年後見事務に関するガイドライン」

## Q14. 税理士法人が行い得る行為の範囲について

税理士法人が他者に対して金銭等の贈与・寄附・融資等を行うことは可能ですか。

### A14

#### 【結論】

税理士法 48 条の 5 に税理士法人の業務範囲が定められており、税理士法人が行い得る行為は、原則として当該業務に限定されます。

それらの行為が、①その客観的な性質から、税理士法人の目的を遂行するうえで必要だと認められ、あるいは、②社会通念上、税理士法人に期待されている行為であると認められる限りにおいて可能だと考えられます（目的の範囲内と認められる行為の具体例については以下を参照）。

#### 【理由】

民法 34 条は、「法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。」としており、本件においては、他者に対する贈与・寄付・融資等が税理士法人の目的の範囲内であるかどうかが問題となります。

税理士法人は、税理士業務を組織的に行うことを目的とする法人であるため、その目的は、税理士法に業務として規定された①税理士業務（法 2 条 1 項）、②税理士業務に付随する会計業務（法 48 条の 5 及び 2 条 2 項）③税理士業務に付随しない会計業務（法 48 条の 5 及び規則 21 条 1 号）、④後見人等業務（規則 21 条 2 号）、⑤租税に関する教育その他知識の普及及び啓発を行う業務（規則 21 条 3 号）、⑥税務訴訟における補佐人業務の受託（法 48 条の 6 及び 2 条の 2）に限定され、それ以外の業務を行うことは原則として認められません。

ところで判例は、法人一般の権利能力について、「目的の範囲内の行為とは、定款に明示された目的自体に限局されるものではなく、その目的を遂行するうえに直接または間接に必要な行為であれば、すべてこれに包含されるものと解するのを相当とする。そして必要なりや否やは、当該行為が目的遂行上現実に必要なものであつたかどうかをもつてこれを決すべきではなく、行為の客観的な性質に即し、抽象的に判断されなければならないのである（最判昭和 41 年（オ）第 444 号 昭和 45 年 6 月 24 日大法廷判決）」としています。

これによれば、税理士法人は、税理士業務等を遂行することを目的とする法人であり、そのために必要な範囲で、金銭等を金融機関に預けたり、資産運用のために少数の株式を保有したりすることはもちろん、従業員への福利厚生目的の融資等も認められるものと考えられます。

また、上記判例は、災害救援資金の寄附、地域社会への財産上の奉仕、各種福祉事業への資金面での協力を例に挙げ、「ある行為が一見定款所定の目的とかかわりがないものであるとしても、会社に、社会通念上、期待ないし要請されるものであるかぎり、その期待ないし要請にこたえることは、会社の当然になしうるところであるといわなければならない。そしてまた、会社にとつても、一般に、かかる社会的作用に属する活動をすることは、無益無用のことではなく、企業体としての円滑な発展を図るうえに相当の価値と効果を認めることもできるのであるから、その意味において、これらの行為もまた、間接ではあつても、目的遂行のうえに必要なものであるとするを妨げない。」としています。

したがって、公益目的の寄附や融資等、社会通念上、税理士法人に期待されていると考えられる行為も、目的の範囲内の行為として認められるものと解されます。

しかし、融資等の形態によっては税理士の職業倫理に抵触するおそれがあるので留意する必要があります。

#### **【参照】**

民法 34 条（法人の能力）

税理士法 48 条の 5（業務の範囲）

## Q15. 社員税理士が行った執筆・講演等について

社員税理士が、書籍、雑誌等に原稿を書いた場合、その原稿料、印税等は、税理士個人又は法人のいずれに帰属しますか。また、金融機関等の要請に基づき、セミナー等の講師をした場合の謝金の取扱いはどうなりますか。

### A15

#### 【結論】

税理士法人の目的に税理士法施行規則 21 条 3 号に規定する業務が含まれている税理士法人が執筆等を請け負った場合、法人の収入となります。

個人で請け負う場合は、競業禁止規定に留意する必要があります。

#### 【理由】

令和 4 年税理士法改正により、税理士法人の業務範囲が拡大され、税理士法人が租税に関する教育その他知識の普及及び啓発を行う業務をできることとなりました。

そのため、税理士法人の目的に同号に規定する業務が含まれていれば、税理士法人として、税務会計関連書籍の刊行、税務会計関連研修講師の受任、租税教育講師の受任を行い得ますので、税理士法人において執筆等を請け負った場合は、税理士法人の収入となります。

しかし、税理士法人の目的に同号に規定する業務が含まれている場合、社員税理士が個人的に執筆等を受任した場合は、税理士法 48 条の 14（社員の競業の禁止）に抵触することに留意する必要があります。

#### 【参照】

税理士法 2 条（税理士の業務）

税理士法 48 条の 5（業務の範囲）

税理士法 48 条の 14（社員の競業の禁止）

税理士法施行規則 21 条（業務の範囲）

## Q16. 規則 21 条 3 号業務の一部のみを税理士法人で行うことについて

令和 4 年の税理士法改正により税理士法人の業務範囲が拡大され、定款に記載することにより、税理士会が行う租税教育等講師の受任、税務会計関連講演会の開催及び税務会計関連出版物の刊行ができるようになりましたが、これらの業務の一部のみを税理士法人で行いたい場合は、どのようにすればよいですか。

### A16

#### 【結論】

税理士法人の定款（目的）に行いたい一部の業務を記載する必要があります。

#### 【理由】

定款作成例（「税理士法人の手引」P31）では税理士法施行規則 21 条 3 号業務を行う場合について、「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発を行う事務を行うこと」としています。これにより税理士法人として、①税理士会が行う租税教育講師の受任、②税務会計関連研修講演会の開催、③税務会計関連書籍の刊行を行うことができます。

一方、社員税理士には競業禁止義務が課せられており、自己又は第三者のために法人の業務の範囲に属する業務を行うことができず、法人の定款に「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発を行う事務を行うこと」を記載した場合、当該法人が実際に前記①～③の業務を行っているかどうかに関わらず、社員税理士は個人としてこれらの業務を行うことはできません。

したがって、例えば、講演会の開催や書籍の刊行は税理士法人で行う一方、税理士会事業の租税教育講師の受任は社員税理士が個人として行う場合には、定款に「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発を行う事務（税理士会が行う租税教育講師の受任を除く）を行うこと」と記載する必要があります。

このほか、税理士法人の業務範囲を限定的にすべく、書籍の刊行など一部の業務だけを定款に記載することが考えられます。

（定款記載例）

- ・ 税理士会が行う租税教育講師に関する事務を行うこと。
- ・ 税務会計関連研修講演会に関する事務を行うこと。
- ・ 税務会計関連出版物の刊行に関する事務を行うこと。

#### 【参照】

税理士法 2 条（税理士の業務）

税理士法 48 条の 5（業務の範囲）

税理士法 48 条の 14（社員の競業の禁止）

税理士法施行規則 21 条（業務の範囲）

「税理士法人の手引」

## Q17. 規則 21 条 3 号業務を税理士法人の一般職員が行うことの可否について

税理士法人に勤務する一般職員は、税理士会が行う租税教育等の講師になることはできますか。

### A17

#### 【結論】

税理士法人の一般職員が当該租税教育等の講師になることはできません。

#### 【理由】

税理士会が行う租税教育等は、実施要領において、支部が派遣講師を決定することとなっており、税理士法人の社員税理士又は所属税理士が講師となります。したがって、一般職員が講師になることは認められません。なお、税理士法人の一般職員が補助者として当該租税教育等に係る資料の作成等の業務を行うことには問題はありません。

ところで、税理士法人が税務会計関連講演会の開催及び税務会計関連出版物の刊行を行う場合、一般職員が講師を務めることや一般職員が執筆者となることに法的な制限はありません。ただし、あくまで税理士法人として行うものであり、責任の所在は税理士法人にあることに留意する必要があります。

#### 【参照】

税理士法 2 条（税理士の業務）

税理士法 48 条の 5（業務の範囲）

税理士法施行規則 21 条（業務の範囲）

## Q18. 印紙税の取扱について

印紙税法別表第一課税物件表第 17 号文書の非課税物件欄に「営業（会社以外の法人で、法令の規定又は定款の定めにより利益金又は剰余金の配当又は分配をすることができることとなつてゐるものが、その出資者以外の者に対して行う事業を含み、当該出資者がその出資をした法人に対して行う営業を除く。）に關しない受取書」とありますが、税理士法人が顧客に発行する受取書は非課税になりますか。

## A18

### 【結論】

当該税理士法人が顧客に発行する受取書は印紙税法上の課税文書となります。

### 【理由】

国税庁ホームページの質疑応答事例では、税理士法人が作成する受取書について、会社法 621 条を引用し、「税理士法人は、法令の定めにより利益の配当をすることができるものに該当」し、「一般的に税理士法人が出資者以外の者に交付する受取書は、課税物件表第 17 号文書の非課税物件欄 2 のかっこ書の規定により、営業に関する受取書として印紙税が課税されます」としています。

ここで引用される印紙税法別表第一第 17 号の非課税物件欄 2 では、「会社以外の法人で、法令の規定又は定款の定めにより利益金又は剰余金の配当又は分配をすることができることとなつてゐるものが、その出資者以外の者に対して行う事業を含み」とあります。税理士法人の場合は、たとえ定款で配当を行わない旨を定めていても、法令上は、会社法 621 条により、配当可能とされていますので、「法令の規定…により利益金又は剰余金の配当又は分配をすることができることとなつてゐるもの」に該当し、税理士法人が顧客に発行する受取書は、営業に関する受取書として課税文書となります。

### 【参照】

会社法 621 条（利益の配当）

印紙税法別表第一

## Q19. 代表権を返上した社員への退職金の支払いについて

税理士法人の代表社員が代表権を返上して単なる社員となった場合、退職金を支給することは可能ですか。

### A19

#### 【結論】

他に代表社員がいる場合は支給可能と思われます。

#### 【理由】

法人税法基本通達9-2-32によれば、代表権を返上した者について、それによって役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められる場合は、退職給与を支給できるとされています。しかし、代表社員が1人しかいない税理士法人において、当該代表社員が代表権を返上した場合、原則に戻って、すべての社員が当該法人の代表権を有することになります（税理士法48条の21第1項、会社法599条）。その場合、「実質的に退職した」ものとはみなされないおそれがあります。

なお、退職金は普通法人の法人税法上の取扱いと同様であり、その額が過大であれば損金不算入とされます（法人税法34条2項、同法施行令70条2号）。

#### 【参照】

税理士法48条の21（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）

会社法599条（持分会社の代表）

法人税法34条（役員給与の損金不算入）

法人税法施行令70条（過大な役員給与の額）

法人税基本通達9-2-32（役員の分掌変更等の場合の退職給与）

## Q20. 税理士法人の分割について

税理士法人を分割し、その後、別の税理士法人と合併させることは可能ですか。

例：A 税理士法人を分割して、B 税理士法人と C 税理士法人とし、その後、B 税理士法人を D 税理士法人と合併させる。

## A20

### 【結論】

税理士法人を分割することはできません。

### 【理由】

税理士法において会社法の会社分割に関する規定は準用されていません（法 48 条の 21）。また、税理士法人のモデルとされている合名会社も分割することはできません（会社法 757、762 条）。これは、無限責任社員の責任の承継が問題となるためです。よって、税理士法人の分割も認められていないと解釈できます。

### 【参照】

税理士法 48 条の 21（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）

会社法 757 条（吸収分割契約の締結）

会社法 762 条（新設分割計画の作成）

## Q21. 社員税理士の税理士法人からの脱退について

やむを得ない事由があり税理士法人に脱退を申し入れましたが、税理士法人側の承諾が得られず手続きを進めることが出来ません。社員税理士が税理士法人から脱退を希望する場合、どのようにすれば良いのでしょうか。

### A21

#### 【結論】

社員税理士は、やむを得ない事由があるときはいつでも退社することができるのとされています（会社法 606 条 3 項）。税理士法人に対し、改めて脱退の意向を示すとともに、退社日について協議することが考えられます。

#### 【理由】

社員税理士に準用される会社法 606 条には任意退社が規定されており、同条 1 項では定款に税理士法人の存続期間を定めなかった場合、6 か月前までに退社予告をすることで事業年度終了時に退社することができるものとされています。したがって、当該要件を満たした場合、税理士法人が社員税理士の脱退を認めないとはできず、当該社員の脱退に伴い当該社員に係る定款の定めを廃止する定款変更をしたものとみなされます（会社法 610 条）。また、税理士法人は社員税理士が退社した日から 2 週間以内に退社に係る変更登記を行わなければならない（組合等登記令 3 条 1 項）ほか、日税連に対して定款変更を届け出なければなりません（法 48 条の 13 第 2 項）。

また、同条 2 項に定款に別段の定めを置くことが可能とする一方、同条 3 項には、これらの規定に関わらず、やむを得ない事由があるときはいつでも退社することができるのとされています。やむを得ない事由に該当するか否かについては、それぞれの事情を勘案し、個別に判断されることになります。

一方、税理士法人では、突然脱退されてしまうことで業務に支障を来し納税者に不測の損害を与えかねないことや、税理士法人の構成社員数が要件を下回ってしまうことなどを理由に慰留するケースが考えられます。いずれにせよ、脱退を検討するのであれば、法人の事情も考慮し、早期に準備を始めることが重要です。

今回のケースの場合、税理士法人がなぜ承諾しないのかなどを明らかにし、その解決策を模索するべく、まずは双方で真摯に協議していくことが望まれます。

#### 【参照】

税理士法 48 条の 13（定款の変更）

会社法 606 条（任意退社）

会社法 610 条（退社に伴う定款のみなし変更）

組合等登記令 3 条（変更の登記）

## Ⅱ 税理士法人の社員について

### Q22. 代表社員の任期の定めについて

税理士法人の代表社員の任期を定めることは可能ですか。  
可能な場合、定款に記載する必要はありますか。

### A22

#### 【結論】

代表社員の任期を定めることは可能です。また、その場合に、定款に任期を記載する必要はありません。

#### 【理由】

代表社員の任期を設けることを制限する規定が特段ないことから、可能と思われます。また、税理士法 48 条の 21 が準用する会社法 599 条 3 項は、代表社員自体又は互選により代表社員を定めることを定款に定めることとしているのみであり、任期について定款に記載する必要はありません。もともと、運営上のトラブルを避けるためには、定款に記載しておくことが望ましいといえます。

ただし、任期を定めた場合、定期的に代表社員の登記を変更しなければならない（組合等登記令 3 条 1 項）ことになり、事務的な負担は生じます。また、代表社員を定款で特定していた場合は、定款変更もその都度必要となります。

#### 【参照】

税理士法 48 条の 13（定款の変更）

税理士法 48 条の 21（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）

会社法 599 条（持分会社の代表）

組合等登記令 2 条（設立の登記）

組合等登記令 3 条（変更の登記）

## Q23. 税理士法人の社員と法人税法上の使用人兼務役員について

税理士法人の社員が当該法人の使用人を兼ねることは可能ですか。可能な場合、当該社員兼使用人である税理士に支払う賞与は損金となりますか。

### A23

#### 【結論】

税理士法人の社員が、法人税法上の使用人兼務役員となることはできません。

#### 【理由】

法人税法 34 条及び同法施行令 71 条により、税理士法人のモデルである合名会社の業務執行社員は、法人税法上の使用人兼務役員になれないところ、税理士法人については、税理士法 48 条の 11 第 1 項により、業務執行に携わらない社員を置くことができません。よって、税理士法人の社員はすべて、法人税法上の使用人兼務役員になることはできず、社員へ支払った賞与も法人税法 34 条に定めるものの以外は損金とはなりません。

#### 【参照】

税理士法 48 条の 11（業務を執行する権限）

法人税法 34 条（役員給与の損金不算入）

法人税法施行令 71 条（使用人兼務役員とされない役員）

## Q24. 社員の会計参与就任について

定款の目的として税理士法 2 条 2 項及び同法施行規則 21 条 1 号の会計業務を記載していない税理士法人の社員が、個人として会計参与に就任することは可能ですか。

### A24

#### 【結論】

税理士法人の社員が、税理士法人の社員の立場を離れた税理士個人として会計参与に就任することはできません。

#### 【理由】

会計参与制度とは、会社法において規定された制度であり、税理士若しくは税理士法人等が、会計参与という株式会社の任意の設置機関として取締役と共同して計算書類を作成するとともに、その計算書類等を会社とは別に備え置き、会社の株主・債権者の求めに応じて開示することなどの職務を行う制度です。

ところで、上記の計算書類等の備置きについては、会社法施行規則 103 条 2 項は、「会計参与は、当該会計参与である…税理士若しくは税理士法人の事務所…の場所の中から会計参与報告等備置場所を定めなければならない。」と規定し、税理士が会計参与である場合には、当該税理士の事務所をその備置場所としなければならないと定めています。

そして、税理士の事務所について、税理士法 40 条 1 項は、「税理士及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。」と規定し、同条 4 項は、「税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。」と規定しており、税理士法人の社員が税理士法人の事務所以外に別途個人として税理士事務所を設けることは禁止されています。

以上のことから、税理士法人の社員は、税理士業務を行う事務所を設けることができないため、会社法施行規則 103 条 2 項の要件を満たすことができず、税理士法人の社員の立場を離れた税理士個人として会計参与に就任することはできません。

#### 【参照】

税理士法 2 条（税理士の業務）

税理士法 48 条の 5（業務の範囲）

税理士法施行規則 21 条（業務の範囲）

会社法 333 条（会計参与の資格等）

会社法施行規則 103 条（計算書類等の備置き）

### Ⅲ 税理士法人への出資について

#### Q25. 社員の出資義務の有無について

- ① 税理士法人の社員になろうとする者は、必ず何らかの出資をしなければならないのでしょうか。例えば株式会社の場合は、出資額（＝持株数）に応じて会社に対する権利・義務の度合いが決まるので、出資が必要なことは理解できます。しかし、税理士法人の社員は無限連帯責任を負っていますし、業務執行権も社員全員が共通に有しており、必ずしも出資を要しないのではないのでしょうか。
- ② 税理士でない者が税理士法人に出資することは可能でしょうか。

#### A25

##### 【結論】

- ① 税理士法人の社員になろうとする者は、何らかの出資をすることが必要です。
- ② 税理士でない者が税理士法人に出資することはできません。

##### 【理由】

- ① たしかに、税理士法人の社員は、出資額に関係なく無限連帯責任を負い、法人における業務執行権や議決権も、出資額に応じて強弱をつけることはできません。また会社法上も、株式会社の発起人は、株式の引受けとそれに応じた出資の履行が要求されますが（会社法 25 条 2 項及び 34 条）、持分会社や税理士法人の社員については、出資を義務付ける明確な規定がありません（ただし、いったん金銭又は債権を出資の目的とした場合の履行義務及びその懈怠責任については、同法 582 条に規定あり）。

しかし、社員とは社団の出資者を指す言葉であり、出資は、法人の所有者である社員の地位と不可分の要素であると考えられます。したがって、全く出資をしない社員というのはあり得ず、1 円であっても、又は信用・労務だけの出資であっても、何らかの出資をすることが必要です。

なお、持分会社の無限責任社員や税理士法人の社員に労務出資が認められているのは、無限連帯責任があることに鑑み、財産の提供を強制する必要はないものの、概念としての出資は必須であるということの表れであると考えられます。

- ② ①で述べたとおり、出資は社員の地位と不可分の要素と考えられますので、社員となる税理士以外は行えません。

##### 【参照】

会社法 25 条

会社法 34 条（出資の履行）

## Q26. 信用出資・労務出資の会計上の取扱いについて

税理士法人の設立にあたって、信用又は労務を出資された場合、貸借対照表上では、どのように記載すればよいでしょうか。

### A26

#### 【結論】

信用又は労務出資の額は、貸借対照表には反映されません。

#### 【理由】

通常、出資として払込み又は給付された財産は、法人財産の基礎をなすものとして、その価額を資本金に計上することとされています。

この点、信用出資や労務出資は、会社法上の合名会社及び合資会社の無限責任社員、税理士法上の税理士法人の社員等にのみ認められている（税理士法人については法48条の8第3項5号、合名・合資会社については会社法576条1項6号において、出資の目的が「財産」に限定されていない）出資形態ですが、現実の財産支出を伴わないことから、貸借対照表には反映しません。

なお、会社法576条1項6号により、定款に出資の価額又は評価の標準を記載することとされていますが、これは持分の払戻し（同611条）や損益分配（同622条）を行う際に必要となるためであって、法人の財産として評価するためではありません。

また、信用出資や労務出資の払戻しをする時は、債務超過の場合を除いて利益剰余金の取崩しをすることが考えられます。

#### 【参照】

税理士法48条の8（設立の手続）

会社法576条（定款の記載又は記録事項）

会社法611条（退社に伴う持分の払戻し）

会社法622条（社員の損益分配の割合）

## Q27. 社員の出資価額の減少について

社員の出資価額を出資の払戻しをせずに減少することは可能ですか。

### A27

#### 【結論】

可能であると考えられます。

#### 【理由】

社員の退社に伴う出資金の払戻し及び退社に伴わない払戻しについては、会社法に規定がありますが（会社法 611 条及び 624 条。ただし、後者は税理士法人には準用されません）、払戻しをせずに出資価額を減少することについては、法令の定めはありません。よって、法解釈の問題になりますが、当該社員の同意さえあれば可能であると考えられます。

なお、出資価額の変更は定款変更を要し、原則として総社員の同意によるため、当該社員の同意を別個に得る必要はありません。

#### 【参照】

税理士法 48 条の 8（設立の手続）

税理士法 48 条の 13（定款の変更）

税理士法 48 条の 21（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）

会社法 611 条（退社に伴う持分の払戻し）

会社法 624 条（出資の払戻し）

## Q28. 退社した社員への持分の払戻しについて

税理士法 48 条の 21 は、会社法 624 条（出資の払戻し）を準用していませんが、退社した社員には持分の払戻請求権がないのですか。また、同 620 条（資本金の額の減少）及び同 626 条（出資の払戻し又は持分の払戻しを行う場合の資本金の額の減少）を準用していないのも、税理士法人は資本金の減少ができない＝持分の払戻しが不可能であるということなのですか。

## A28

### 【結論】

退社した社員に対しては、請求があれば持分の払戻しをしなければなりません。

### 【理由】

退社した社員への持分の払戻しについては、会社法 611 条が規定しており、これは税理士法にも準用されていることから、退社した社員の請求があれば、持分の払戻しをしなければなりません。

同 624 条は、社員の退社を伴わない払戻しに関する規定であり、税理士法人に準用されていませんので、社員から払戻し請求はできません。また、同 620 条及び同 626 条が準用されていないのは、税理士法人に資本金制度が存在しないためです。仮に税理士法人の定款等で資本金について定めても、法的な拘束力はなく、退社した社員への持分の払戻しを妨げるものではありません。

なお、旧商法下で出されたものですが、除名により退社した社員は持分の払戻請求権を失うとする定款の規定は有効である旨の判決があります（東京高判昭 40.9.28）。

### 【参照】

税理士法 48 条の 21（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）

会社法 611 条（退社に伴う持分の払戻し）

会社法 620 条（資本金の額の減少）

会社法 624 条（出資の払戻し）

会社法 626 条（出資の払戻し又は持分の払戻しを行う場合の資本金の額の減少）

## Q29. 社員の脱退に伴う出資の払戻額について

税理士法人の社員が脱退する際の出資の払戻しについて、出資額を超える払戻しを行うことは可能でしょうか。

### A29

#### 【結論】

脱退時の法人の財産状況に従って払い戻すこととされており、剰余金がある場合は出資額を超えて払い戻すことは可能です。

しかしながら、法人の財産状況が債務超過の場合には、出資額の払戻しはなく、債務を応分に負担することになります。

#### 【理由】

税理士法が準用する会社法 611 条 2 項は「退社した社員と持分会社との間の計算は、退社の時における持分会社の財産の状況に従ってしなければならない。」としています。税理士法人は所有と経営が一致した法人であり、社員の出資を基に運営され、社員の働きによってその財産が増減しますので、脱退する際の出資の払戻しも、脱退時の法人の純資産総額により増減することになります。ただし、同 612 条により、脱退した社員は、脱退登記前の債務について引き続き責任を負うこととされています。

#### 【参照】

会社法 611 条（退社に伴う持分の払戻し）

会社法 612 条（退社した社員の責任）

### Q30. 社員の持分の譲渡について

- ① 社員が1人脱退しますが、当該社員の出資金を払い戻さずに、その持分を他の社員に譲渡することは可能ですか。
- ② 社員の持分を税理士法人自身に譲渡すること（株式会社で行われている自己株式のようなイメージ）は可能ですか。

### A30

#### 【結論】

- ① 会社法 585 条及び税理士法 48 条の 4 により、他の社員への持分の譲渡は可能です。ただし、既に脱退手続が済んでいる場合は、出資金払戻請求権を譲渡することしかできません。
- ② 社員の持分を税理士法人に譲渡することはできません。

#### 【理由】

- ① 社員間の持分譲渡について、税理士法人に準用される会社法 585 条 1 項は、「社員は、他の社員の全員の承諾がなければ、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができない。」と規定しています。裏返せば、他の社員全員の承諾があれば、社員の持分を譲渡することは可能です（ただし、税理士法 48 条の 4 により、譲渡の対象は税理士に限られます）。これにより、持分全部を譲渡した社員は法人から脱退し、当該社員の出資額が、譲渡された社員に加算されます。

既に脱退の手続が済んでいる場合、脱退社員の持分は消滅しており、これを譲渡することはできません。脱退と同時に、脱退社員には出資金払戻請求権が発生し（会社法 611 条 1 項）、その分、法人の出資総額が減少します。この出資金払戻請求権は、通常金銭債権であり譲渡が可能ですが、再び法人の資産に組み入れるには、譲渡された社員が、一旦払戻しを受けた後、再度出資を行うことが必要です。

- ② ①でも述べたとおり、税理士法人の社員は税理士でなければならないとされている（法 48 条の 4 第 1 項）ことから、税理士でない者に持分を譲渡することはできません。税理士法人も税理士ではないため、持分を譲渡することは不可能です。

#### 【参照】

税理士法 48 条の 4（社員の資格）

税理士法 48 条の 21（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）

会社法 585 条（持分の譲渡）

## IV 社員の競業禁止等について

### Q31. 社員が会計法人の株主となることについて

会計業務を目的に含む税理士法人の社員が会計法人に出資する（株主となる）ことは可能ですか。

#### A31

##### 【結論】

競業禁止の趣旨から考えると、当該会計法人の経営に影響を及ぼすほど多くの株式を保有することは、望ましくありません。

##### 【理由】

社員の競業の禁止（法 48 条の 14）により、会計業務を目的に含む税理士法人の社員が会計法人の役員に就任することはできません。その趣旨は、①法人の事業上の秘密を保ち、利益衝突を避ける必要があること、②顧客である納税者にとって委嘱の相手方が、税理士法人か会計法人となるか不明確とならないよう法律関係を明確化し、顧客保護を図ること等です。

税理士法人の社員が会計法人の発行済株式の多くを保有し、取締役の選任等、当該会計法人の経営に関する重要な決定に参画することが可能な状態になれば、実質的に競業禁止の趣旨に反することとなるおそれがあり、望ましくありません。

なお、同様の考え方は国内に限定して解釈すべきではなく、会計業務を行う税理士法人の社員が、国外に設立された会計法人の発行済株式の多くを保有し実質的な支配下におくことや当該会計法人の取締役になることについても、競業禁止に抵触するものと解されます。

##### 【参照】

税理士法 2 条（税理士の業務）

税理士法 48 条の 5（業務の範囲）

税理士法 48 条の 14（社員の競業の禁止）

税理士法施行規則 21 条（業務の範囲）

## Q32. 社員の兼職の可否について①（弁護士法人の社員）

税理士法人の社員が弁護士法人の社員と兼職することは可能ですか。

### A32

#### 【結論】

競業の禁止（法 48 条の 14）に抵触しない限りにおいて可能です。

#### 【理由】

当該弁護士法人が、税理士法 51 条 3 項に規定する国税局長への通知を行っている場合、両法人は、いずれも税理士業務を行うこととなり、競業の禁止に抵触します。また、当該税理士法人の目的に同 2 条の 2 に規定する補佐人陳述事務が含まれている場合、これは弁護士法人の業務である法律事務（弁護士法 30 条の 5、同 30 条の 6）に該当しますから、やはり競業の禁止に抵触します。よって、いずれにも該当しない場合に限り、両法人の社員を兼ねることが可能だと考えられます。

#### 【参照】

税理士法 2 条の 2

税理士法 48 条の 6

税理士法 48 条の 14（社員の競業の禁止）

税理士法 48 条の 21（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）

税理士法 51 条（税理士業務を行う弁護士等）

弁護士法 3 条（弁護士の職務）

弁護士法 30 条の 5（業務の範囲）

弁護士法 30 条の 6（訴訟関係事務の取扱い）

### Q33. 社員の兼職の可否について②（一般法人の役員）

税理士法人の社員が、人材派遣会社の代表取締役就任することは可能ですか。

なお、当該税理士法人は、当該人材派遣会社に業務委託をしています。

### A33

#### 【結論】

競業の禁止（法 48 条の 14）に抵触しない限りにおいて可能です。

#### 【理由】

当該税理士法人と人材派遣会社の業務が競合しない限り、競業の禁止に抵触しないことから可能と思われます。税理士法人と人材派遣会社の双方の目的にいわゆる会計業務（法 48 条の 5、同 2 条 2 項、規則 21 条 1 号）が含まれている場合は、競業の禁止に抵触します。

#### 【参照】

税理士法 2 条（税理士の業務）

税理士法 48 条の 5（業務の範囲）

税理士法 48 条の 14（社員の競業の禁止）

税理士法施行規則 21 条（業務の範囲）

## Q34. 社員の兼職の可否について③（税理士事務所等の一般職員）

税理士法人の社員が、他の税理士事務所の一般職員と兼職することは可能ですか。また、いずれも会計業務を行う税理士法人と監査法人との間ではどうですか。

### A34

#### 【結論】

社員の競業禁止等に抵触するおそれがあり、認められません。

#### 【理由】

同業者に雇用されるとしても、一般職員としてであれば、競業の禁止には抵触しませんので可能だと考えることもできます。しかし、税理士は、一身に専属する資格であり、一般職員として他の税理士事務所で職務を行っていたとしても、納税者から見れば、その職員は税理士にほかならず、誤認を与えるおそれがあります。

また、社員が、他の税理士事務所の一般職員として職務を行うことは、実質的に第三者のために税理士法人の業務範囲に属する業務を行うことになり、競業禁止（法 48 条の 14）に抵触するものと考えられます。

さらに、税理士法人には、各事務所に最低 1 人の社員を常駐させる義務があります（同 48 条の 12）が、複数の税理士が共同して業務を行うことを可能にするという税理士法人制度の趣旨からは、社員は税理士法人の業務に専念すべきであり、個々の社員についても、税理士法人の事務所に常駐することが要請されます。したがって、社員が税理士法人の事務所以外の場所で常時勤務することは避けるべきだと考えられます。

以上のことから、社員が他の税理士事務所の一般職員と兼職することは認められないものといえます。

なお、監査法人の一般職員との兼職についても、税理士法人と監査法人が共に会計業務を目的に含めている場合は、同様に考えられます。

#### 【参照】

税理士法 2 条（税理士の業務）

税理士法 48 条の 5（業務の範囲）

税理士法 48 条の 12（社員の常駐）

税理士法 48 条の 14（社員の競業の禁止）

税理士法施行規則 21 条（業務の範囲）

公認会計士法 2 条（公認会計士の業務）

公認会計士法 34 条の 5（業務の範囲）

### Q35. 社員の兼職の可否について④（他法人の監査役）

会計業務を目的に含む税理士法人の社員が、会計法人の監査役に就任することは可能ですか。

#### A35

##### 【結論】

会計業務を行う税理士法人の社員が、会計法人の非常勤監査役としての職務のみを行う（業務執行は行わない）場合は、可能です。

##### 【理由】

税理士法 48 条の 14 が社員の競業を一律に禁止している趣旨の一つは、法人の事業上の秘密保持を徹底し、利益衝突を避けることにありますが、競業に当たるのは、税理士法人の業務の範囲内の業務を行った場合又は他の税理士法人の社員となった場合に限られます。監査役は、取締役の職務の執行を監査する者であり、業務を執行する者ではありませんので、競業には当たりません。もっとも、中小企業においては、監査役という立場であるにもかかわらず、業務執行を行っているケースも見受けられます。その場合は、実質的に競業禁止に抵触することになります。

また、Q30 で述べたとおり、税理士法人の社員には税理士法人の事務所への常駐が要請されますので、税理士法人以外の他の法人等の場所で常時勤務することは避けるべきだと考えられます。

##### 【参照】

税理士法 2 条（税理士の業務）

税理士法 48 条の 5（業務の範囲）

税理士法 48 条の 14（社員の競業の禁止）

税理士法施行規則 21 条（業務の範囲）

### Q36. 社員の登録政治資金監査人への就任と競業について

税理士法人の社員が登録政治資金監査人となることはできますか。

### A36

#### 【結論】

社員が登録政治資金監査人となることは可能です。

#### 【理由】

政治資金規正法 19 条の 18 第 1 項は、弁護士、公認会計士及び税理士を資格者としており、税理士法人はここに含まれないことから、政治資金監査業務を行うことができません。

したがって、政治資金監査業務は、税理士法人の業務の範囲に属さないことから、社員がこれを行っても、税理士法 48 条の 14 が規定する競業禁止には抵触しないものと考えられます。

#### 【参照】

税理士法 48 条の 5（業務の範囲）

税理士法 48 条の 14（社員の競業の禁止）

政治資金規正法 19 条の 18（登録）

## V 税理士法人の解散・清算について

### Q37. 「定款に定める理由の発生」による解散について

定款に解散事由として「社員が辞意を表明したとき」と定めることは可能でしょうか。

### A37

#### 【結論】

法令の規定に反するものではないため、可能であると考えられます。

#### 【理由】

税理士法 48 条の 18 第 1 項は、法人の解散事由として、「定款に定める理由の発生」を 1 号に、「総社員の同意」を 2 号に挙げています。これは、法人の解散の場面においても、まず社員の意思が尊重されるということの表れであり、総社員の同意によって定款に定められた以上、本件のような解散事由も有効であると考えられます。

もっとも、税理士法人制度の趣旨の 1 つである事業継続性確保の観点からは、このような解散事由を記載することは望ましくないと言えます。突発的な解散によって納税者に不利益を及ぼさないよう注意しなければなりません。

#### 【参照】

税理士法 48 条の 18（解散）

## Q38. 社員が1人となった場合の解散について

社員が1人となり、その社員が法人の解散を望んでいる場合、税理士法 48 条の 18 第 1 項 2 号の「総社員の同意」があるものとして解散できますか。その場合、同条 2 項の 6 ヶ月の経過を待つ場合とでは、どのような違いがありますか。

## A38

### 【結論】

いずれの規定に従うことも可能です。税理士法 48 条の 18 第 1 項 2 号による解散の場合は、任意清算の方法による清算が可能です。同条 2 項による解散の場合は、法定清算によらなければなりません。

### 【理由】

税理士法人の社員が1人となった場合、当該社員の意思が総社員の意思ということになります。よって、当該社員が解散を望む場合、税理士法 48 条の 18 第 1 項 2 号の「総社員の同意」があるものとして解散することが可能です。

また、解散の手続をしないまま 6 ヶ月が経過すれば、同条 2 項に該当し、やはり当該法人は解散することとなります。

両者の違いについては、同 48 条の 21 第 2 項が、会社法 668 条を準用しており、読替えによって、「税理士法 48 条の 18 第 1 項 1 号又は 2 号に掲げる事由によって解散した場合」に任意清算を行うことが可能であるとされています。

したがって、総社員の同意による解散の場合は任意清算の方法によることが可能ですが、6 ヶ月の経過による解散では、それができないという点が異なります。

### 【参照】

税理士法 48 条の 18（解散）

税理士法 48 条の 21（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）

会社法 668 条（財産の処分の方法）

## Q39. 定款における清算方法の定めについて

法人を解散するに当たり、残った社員に清算手続を行う意思がない場合、どうすべきでしょうか。

なお、定款には、総社員の同意によって財産の処分方法及び清算人を決定できる旨の定めがあります。

## A39

### 【結論】

「定款に定める理由の発生」又は「総社員の同意」による解散であれば、当該定款の定めは有効です。その場合、残った社員全員の同意により、清算人の選任及び財産の処分方法を決定し、それに従って清算手続を行わなければなりません。

### 【理由】

税理士法 48 条の 21 第 2 項が準用する会社法 668 条により、定款に財産処分の方法を定めた場合は、「税理士法 48 条の 18 第 1 項 1 号又は 2 号に掲げる事由」によって解散した場合に限り、その方法に従って清算を行うことが可能です（任意清算）。

本件の場合、「総社員の同意によって決定する」という方法で清算を行うこととなります。したがって、定款の定めどおり、残った社員全員の同意により、財産の処分方法や清算人の選任について決定することとなります。

なお、「定款に定める理由の発生」、「総社員の同意」以外の理由による解散であっても、清算人については、社員の過半数の同意により定めることができます（会社法 647 条 1 項 3 号）。ただし、財産の処分を含めた清算の方法は、会社法に規定された手続に従わなければなりません（法定清算）。

### 【参照】

税理士法 48 条の 18（解散）

税理士法 48 条の 21（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）

会社法 647 条（清算人の就任）

会社法 668 条（財産の処分の方法）

## Q40. 清算人の地位の承継について

税理士法が準用する会社法 675 条は「清算持分会社の社員の相続人は持分を承継する」と規定していますが、これは、その者が清算人としての職務を執行できるということでしょうか。

## A40

### 【結論】

別途清算人就任手続を経なければ、清算人の職務を執行することはできません。

### 【理由】

税理士法 48 条の 21 第 2 項が準用する会社法 647 条は、清算人の資格について、①業務を執行する社員、②定款で定める者、③社員の過半数の同意によって定める者のいずれかとし、該当者がいない場合、利害関係人の申立てにより、裁判所が選任することとしています。

すなわち、社員の地位は、清算人の資格の一部に過ぎず、社員であることが清算人であることを意味するものではありません。したがって、社員の持分を承継したとしても、別途清算人就任手続を経なければ、清算人としての職務を執行することはできません。

### 【参照】

税理士法 48 条の 21（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）

会社法 647 条（清算人の就任）

会社法 675 条（相続及び合併による退社の特則）

## Q41. 清算中の税理士法人の業務について

清算中の税理士法人は、業務を行えるのですか。

### A41

#### 【結論】

清算中の税理士法人は、業務を行うことはできません。

#### 【理由】

会社法 645 条は、清算持分会社が清算の目的の範囲内でのみ存続する旨規定しています。また、同 642 条は、いったん解散した持分会社について、一定の事由による解散の場合に限って、清算終了までの間であれば、社員の意思により、会社を継続できる（解散しないこととする）旨規定していますが、税理士法は同条を準用していません（法 48 条の 21）。したがって、清算中の税理士法人は、業務を行うことはできないものと解されます。

#### 【参照】

税理士法 48 条の 21（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）

会社法 642 条（持分会社の継続）

会社法 645 条（清算持分会社の能力）

## Q42. 清算人が存在しない場合の清算終了の届出について

税理士法人を解散するにあたり、任意清算（会社法 668 条以下）の方法によることとし、清算人を置かず、代表社員が清算手続を行いたいと考えています。

税理士法 48 条の 18 の 3 は、清算人が日税連に対し清算終了の届出をしなければならない旨規定していますが、清算人を置かない場合は届け出なくてよいのでしょうか。

## A42

### 【結論】

清算人を置かない場合は、代表社員が届出を行わなければなりません。

### 【理由】

会社法が、持分会社の清算の方法として任意清算を認めたのは、会社規模が小さく、法定の厳格な手続によらなくとも利害関係人に不利益を及ぼすおそれが小さいと考えられるためです。しかし、日税連への清算終了の届出は、日税連による指導・連絡・監督のため、税理士法人に等しく義務付けられているもので、清算方法の選択しだいで免れうるものとは考えられません。

したがって、清算人がいない場合であっても、代表社員による届出が必要となります。

なお、実際の登録事務においても、清算人が置かれていない法人に対しては、代表社員による届出を求めています。

### 【参照】

税理士法 48 条の 18 の 3（清算終了の届出）

税理士法 48 条の 21（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）

会社法 668 条（財産の処分の方法）

## VI その他（税理士法人特有でない問題等）

### Q43. 会計法人による税理士業務の受託の可否

会計法人が、税理士業務を含めた形で顧客から会計業務を受託し、税理士業務のみ税理士に外注することは可能でしょうか。

### A43

#### 【結論】

会計法人が、税理士業務を受託することはできません。

#### 【理由】

税理士法 2 条 1 項に定める税理士業務は、税理士の使命（同 1 条）の重要性に鑑み、同 52 条において、税理士又は税理士法人でない者が行ってはならないと規定されています（同法で定める例外を除く）。よって、税理士法人以外の法人は、税理士業務を受託することはできません。

また、税理士法 2 条 1 項は、「税理士は、他人の求めに応じ、租税に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。」としていますが、「他人の求めに応じ」とは、納税者から直接委嘱を受けることだと解されています。したがって、税理士の側から見ても、税理士業務を他者を通じて間接的に受託することは認められません。

#### 【参照】

税理士法 2 条（税理士の業務）

税理士法 52 条（税理士業務の制限）